

基安化発0817第1号
令和2年8月17日
一部改正 基安化発1019第1号
令和2年10月19日
一部改正 基安化発0705第1号
令和3年7月5日
一部改正 基安化発1222第2号
令和3年12月22日
一部改正 基安化発0518第1号
令和4年5月18日
一部改正 基安化発1226第1号
令和7年12月26日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長
(公印省略)

剥離剤を使用した塗膜の剥離作業における労働災害防止について

日頃から安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、橋梁等の塗料を剥がす作業や石綿を含有する建築用仕上塗材を除去する作業において、様々な剥離剤が使用されていますが、剥離剤に含まれる化学物質への引火による火災や、吸入による中毒事案が頻発している状況にあり、原因物質の中には、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）などの法令（以下「特化則等」という。）による規制の対象となっている物質以外の物質も含まれています。

このため、剥離剤を使用する作業において発生した労働災害の事例、剥離剤に含まれる化学物質の危険有害性、剥離剤を使用する作業において講ずべき措置などについて、下記のとおりまとめましたので、貴団体におかれましては、下記の事項を傘下の会員事業場等に対して周知いただきますとともに、法令で規制されているか否かにかかわらず、化学物質の危険有害性を踏まえた適正な使用について注意喚起をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、ベンジルアルコールは令和3年1月1日からラベル表示・SDS（安全データシート。化学物質の危険有害性、取扱い上の注意などが記載された文書。）交付及びリスクアセスメントの実施の対象となっていることにご留意ください。

また、周知用のパンフレットも同封いたしますので、周知にあたりご活用下さい。

記

- 1 鉛中毒予防規則第40条第1号により、含鉛塗料のかき落とし業務は「著しく困難な場合を除き、湿式によること。」と規定されていることに留意すること。なお、「著しく困難な場合」とは、昭和42年3月31日付け基発第442号「鉛中毒予防規則の施行について」に示すとおり「サンドブラスト工法を用いる場合又は塗布面が鉄製であり、湿らせることにより錆の発生がある場合等をいうこと。」の他、剥離剤を吹き付けること等により作業環境中の剥離剤濃度が高濃度になる場合において、送気マスクの適切な使用等の適切なばく露防止措置が講じられず労働者が高濃度に剥離剤にばく露するおそれがある場合も含むこと。

なお、「サンドブラスト工法」という用語は、公共工事の仕様書等や日本産業規格では使用されておらず、「ブラスト法」や「ブラスト処理方法」とされていることに留意すること。

- 2 塗膜の剥離やかき落とし作業における労働災害防止については、厚生労働省ホームページに掲載する最新の「剥離剤等の製剤を用いて塗膜を湿潤な状態にした後、剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項」、「剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項」を参照すること。

<厚生労働省ホームページの掲載場所>

厚生労働省ホームページ（トップページ）>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>職場における化学物質対策について>個別分野の化学物質対策について

中の「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149924.html>